



伊方町商工会だより

第12号

本 所：伊方町湊浦846
T E L：0894-38-0809
F A X：0894-38-1021

瀬戸支所：伊方町三机乙3006-6
T E L：0894-52-0738
F A X：0894-52-0738

三崎支所：伊方町三崎692
T E L：0894-54-0128
F A X：0894-54-1969

発行・編集
伊方町商工会
T E L 0894-38-0809
会員数392名
(平成26年 1月 1日現在)



新年明けまして おめでとうございます

年頭のごあいさつ

伊方町商工会 会長 廣瀬 秀晴



平成二六年の新春を迎え、謹んでごあいさつ申し上げます。

平素は商工会の運営に対しまして格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国経済は、全体として景気は緩やかに回復しつつあるといわれていますが、中小零細企業の業況は回復基調に踏みとどまったものの、新興国経済の減速、消費税増税をはじめとする消費者への負担増など、今後のマクロ環境から目にはなせない状況であります。また、売上げの回復と比較して採算の改善は遅れているため、コスト増の価格転嫁促進も含め、支援策が引き続き必要と考えられます。

伊方町におきましても、経営者の高齢化による廃業、購買力の他地域への流出といった構造的な要因が深刻で、なかなか低迷から抜け出せない状況下にあります。更に、原発立地町として抱える再稼働問題につきましても注視していく必要があります。

そのような中、伊方町商工会は、旅館・民宿・飲食業者の活性化対策と地域資源の活用、観光振興を目的とした「佐田岬海鮮活しやぶまつり」を昨年度に引き続き実施し、更には、「伊方町内共通プレミアム付商品券」を発行し、小売、サービス業者の販売促進事業を実施する等、様々な事業を実施してまいりました。

商工会は、地域商工業者の身近な相談、指導支援機関としての役割を深く認識して、平成二六年度におきましては、商工会再生のスタートとして、①商工会理念の刷新、②トップマネージメント機能の強化、③職員の使命感の醸成、④商工会業務のスクラップ、⑤経営支援比率の増大、⑥財政の健全化、⑦組織の強化への取組を行い、役員ともども刷新を図ってまいりたいと思っております。

会員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

海鮮活ししゃぶまつり開催中!!

コース料理 1,000円引き
 単品料理 500円引き

1月31日まで

「愛媛 佐田岬 海鮮活ししゃぶ」が
 食べられるお店一覧(順不同)

- 伊方エリア**
- 旅館梅田 伊方町湊浦 ☎0894-38-0802
 - 湊屋旅館 伊方町湊浦 ☎0894-38-0120
 - 民宿浜乃屋 伊方店 伊方町湊浦 ☎0894-21-5555
 - お食事処 妃芭里 伊方町湊浦 ☎0894-38-2880
 - 海鮮居酒屋 綾 伊方町湊浦 ☎0894-38-0150
 - アート別館 伊方町湊浦 ☎0894-38-0202
 - ビジネスハウストシ 伊方町九町 ☎0894-39-0649
 - 亀ヶ池温泉ふるさとレストラン 伊方町二見 ☎0894-39-1160
 - 民宿みちもと 伊方町二見 ☎0894-39-0036

- 瀬戸エリア**
- 民宿浜乃屋 伊方町川之浜 ☎0894-53-0454

- 三崎エリア**
- 民宿大岩 伊方町正野 ☎0894-56-0070
 - えびすや旅館 伊方町三崎 ☎0894-54-0013
 - まりーな亭 伊方町三崎 ☎0894-54-0527



お問い合わせ先 伊方町商工会 ☎0894-38-0809
 NPO法人 佐田岬ツーリズム協会 ☎0894-54-2225

プレミアム付伊方町内共通商品券事業 好評のうちに完売

本年度で4年目を迎えた、プレミアム付商品券は7月8日に販売を開始いたしましたところ、9月6日(昨年度は9月20日)に完売となりました。
 平成26年度におきましても、引き続き、事業実施を計画しています。

(単位：円)

区分	7月販売額	8月販売額	9月販売額	合計
伊方地域	13,060,000	6,400,000	560,000	20,020,000
瀬戸地域	7,090,000	4,340,000	350,000	11,780,000
三崎地域	12,090,000	5,670,000	440,000	18,200,000
合計	32,240,000	16,410,000	1,350,000	50,000,000

女性部コーナー

全国大会に参加

平成25年10月17日、18日に「第15回商工会女性部全国大会inえひめ」が松山市のひめぎんホールを主会場に「伊〜予♡おいでよ“媛の国”〜愛媛あふれる愛媛の出産〜」をスローガンのもと開催されました。

伊方町商工会女性部も、大会準備から当日のお迎え、お見送り、物産出展者のお世話等、「大会を成功させよう！」との思いで“心ひとつ”になって頑張りました。伊方町からも(有)木嶋水産、朝日共販(株)、まり〜な亭、NPO法人佐田岬ツーリズム協会様に、特産品を販売していただき、大会に花を添えていただきました。

全国大会に参加して、前向きに頑張る姿を目の当たりにし、元気をいただき大変勉強になりました。



青年部コーナー

「あかりのまち」に向けて

12月8日(日) 12月20日の点灯式に向け、部員により明治百年記念公園へのイルミネーション設置を行いました。桜の木をメインに飾り付けをしました。みなさんぜひ見に来てください。また、今回は、つわぶき荘のスタッフの方々にもご協力していただきました。どんどんこの輪が広がって、住民皆さんにも参加協力していただけるようになればと、あかりのまち委員会を通して頑張っていきたいと考えています。



最低賃金改正のお知らせ

- 愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月31日から施行することとしました。
- この決定により、10月31日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間**666**円以上としなければなりません。
- 次の点についてご留意ください。
 - ・愛媛県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。

・最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

□詳細等のお問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室
 (電話 089-935-5205 FAX 935-5247)
 又は、最寄りの労働基準監督署
 八幡浜労働基準監督署
 (電話 0894-22-1750 FAX 22-1899)

中小企業のための融資制度

(平成25年12月13日現在)

制 度 名	資金使途	融 資 条 件			
		貸付限度	貸付期間(据置期間)	利率(年利)	
日本政策金融公庫	経営改善貸付(マル経融資)	運転資金 設備資金	1,500万円以内	運転7年以内(1年以内含む) 設備10年以内(2年以内含む)	1.60%
	普通貸付	運転資金 設備資金	4,800万円以内	運転5年以内(1年以内含む) 設備10年以内(2年以内含む)	1.45%~3.65%(注)
特定設備資金		7,200万円以内	20年以内(2年以内含む)		
	セーフティーネット貸付	売上が減少するなど業況が悪化している方など	4,800万円以内	運転8年以内(3年以内含む) 設備15年以内	1.45%~2.75%(注)

(注) お使いみち、ご返済期間または担保・保証人の有無によって異なる利率が適用されます。

新たに事業を始める方へ

新規開業資金

IT設備の導入により高度化をお考えの方

IT資金

お子様が入学、在学される方へ

国の教育ローン



日本政策金融公庫

松山支店

国民生活事業

〒790-0003

松山市三番町6-7-3

☎089-941-6148

※伊方町中小企業振興資金利子補給制度について

伊方町商工会会員で、一定の条件を満たしている方で融資枠500万円を限度として利子補給を受けることができます。詳しくは、商工会へお問い合わせください。

消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます（同法は、平成29年3月31日まで適用されます。）。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っています。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側（規制対象）（買手）	転嫁拒否をされる側（売手）
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
①減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
②買ったたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格（本体価格）で交渉したいという申出を拒否すること
⑤報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。

また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

I に関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課03-3581-5471（代表）

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される行為	禁止される表示の具体例
①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」
	「消費税は当店が負担しています」
②取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

II に関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課03-3507-8800（代表）

Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円 (税込)	〇〇円 (税抜価格)	〇〇円 (本体価格)	〇〇円+税
----------	------------	------------	-------

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用しないこととされました。

- Ⅲ (1)に関する問い合わせ先：財務省主税局税制第二課 03-3581-4111 (代表)
Ⅲ (2)に関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)

Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります（公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。）。

(1) 転嫁カルテル（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為）

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※税込価格や税抜価格（本体価格）を決めることは、適用除外の対象にはなりません（独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。）。

※転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
	製造業、建設業、運送業	3億円以下	
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(2) 表示カルテル（消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為）

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471 (代表)

法律の改正により平成26年1月から

個人で事業や不動産貸付を行う全ての方は、記帳と帳簿等の保存が必要になります。

記帳・帳簿等の保存制度



※対象となる方は、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細については国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄の税務署にお問い合わせください。

新春講演会のご案内

日本人の心と
地域経済の復興



NHKの元アナウンサー宮田修氏が語る！
今、私たちに必要な生き方とは…

宮田 修氏

元NHKアナウンサーで阪神淡路大震災の報道で全国に感銘を呼び、現在は千葉熊野神社の神主として活躍するお茶の間でおなじみの宮田修氏を講演にお招きいたしました。伝統的な価値観と人生観、いわば「日本人のこころ」による、東日本大震災に傷ついた地域社会の復興を訴えます。

是非講演を聴き、明日への力を持ち帰って下さい。皆様のご聴講お待ちしております。

★日時 平成26年1月28日(火)
16:30~18:00

★会場 伊方町商工会館2階研修室
(伊方町湊浦846番地)

★受講料 無料 ★定員 35名

平成25年分の所得税の申告・納税は3月17日(月)消費税の申告・納税は3月31日(月)まで

三崎支所

日程	2月24日(月) 3月5日(火) 3月12日(水)
時間	10時~16時
相談員	三崎支所派遣税理士 土居 信道 先生
場所	伊方町商工会 三崎支所
電話	54-0128

瀬戸支所

日程	2月25日(火) 3月6日(水) 3月13日(水)
時間	9時~16時
相談員	瀬戸支所派遣税理士 土居 信道 先生
場所	伊方町商工会 瀬戸支所
電話	52-0738

伊方町商工会本所

日程	2月26日(水) 3月4日(火) 3月11日(火) 3月25日(火)
時間	9時~17時
相談員	伊方本所派遣税理士 清水みゆき 先生
場所	伊方町商工会 本所
電話	38-0809

税務個別相談のご案内

昨年流行語大賞の一つに、
「おでしよ！」が選ばれました。
この賞は、一年の間に発生した
さまざまな「ことば」のなかで、
軽妙に世相を衝いた表現とユニ
クスをもつて、広く大衆の目
を惹きつけた新語・流行
語に深くかかわった人物・団
体等を顕彰するものですが、こ
れらも、商工会、商工業者の皆
様に、日常の生活に役立つよう
と、日々を過ごしたい意識がこ
とろましても、「今」意識すべき
T・Y・O・K・O。

編集後記

職員の異動について

☆ (採用)

パート職員 (三崎支所担当)

宮崎 八栄子
(11月1日付)

11月から勤務することになりました。

一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

☆ (退職) パート職員 (三崎支所担当)

小田 妙央 (10月31日付)

